

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成２８年８月５日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき、由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価方法書について、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県由利本荘市  
原動力の種類：風力（陸上）  
出 力：最大５０，０００kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成２７年 ９月２８日
環境大臣意見受理	平成２７年１２月１１日
経済産業大臣意見発出	平成２７年１２月１８日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成２８年 ２月２９日
住民意見の概要等受理	平成２８年 ４月２８日
秋田県知事意見受理	平成２８年 ７月１３日
経済産業大臣勧告発出	平成２８年 ８月 ５日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話：０３－３５０１－１７４２（直通）

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力発電事業  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質について

対象事業実施区域周辺の貝井田沢の上流には、水道水源地が存在することから、工事の実施に伴う水の濁りの影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

2. 動物（鳥類）について

対象事業実施区域の周辺においては、クマタカの営巣等が確認されていることから、今後の現地調査においても継続的に注視して観察するとともに、事業の実施に伴う鳥類への影響について適切に予測及び評価すること。

3. 植物について

対象事業実施区域内には、ブナ等の二次林をはじめ植生自然度の高い森林が存在することから、十分な現地調査等により植生図を作成した上で、土地の改変による植物の生育環境への影響を適切に予測及び評価すること。